

災害時要援護者に対する水害時の避難支援対策の推進について

地球温暖化等の新たな要因による災害リスクの増大が懸念される中、基本となる各種の社会資本の整備を着実に進めるとともに、ハザードマップの整備や情報伝達体制の構築といったソフト対策を両輪として進めていくことが重要です。

そのような状況の下、浸水想定区域内の災害時要援護者関連施設¹⁾への洪水予報等²⁾の情報伝達を盛り込んだ平成17年の水防法改正から3年が経過したところですが、施策への取り組みが本格化しており、水害に対する要援護者への対応が着実に進んできています。

平成19年度の施策推進のための取り組みとして、市町村を支援するために水防法第15条AP推進チーム（以下、APチーム）を設置し、各地方整備局および各都道府県の連携を強化してきました。各APチームにおいては、アクションプログラムを作成し、目標（優先順位・スケジュール等）等を設定した上で、地域防災計画への施設の規定を待つことなく、施設リストの作成を進めてきました。

平成19年12月18日には、国土交通省、内閣府、総務省消防庁、厚生労働省の4省庁連名通達「災害時要援護者の避難支援対策の推進について」が発出され、避難支援プランの全体計画の策定、地域防災計画の見直しにより災害時要援護者関連施設に対する洪水予報等の伝達方法を定めるよう市町村を支援するようお願いしています。あわせて国土交通省河川局防災課長から各整備局に対し、市区町村に対する災害時要援護者の避難対策の支援をお願いするとともに、次期出水期に向け防災訓練の実施などにより確実な避難に結びつく防災体制の整備を推進するようお願いしています。

その結果、平成20年3月31日時点（予定含む）で浸水想定区域内にあり、河川の氾濫により浸水する可能性のある災害時要援護者関連施設をもつ市町村が830ありますが、その内、211市町村で、市町村地域防災計画への位置づけがなされました。

対 象	830市区町村
地域防災計画に規定済み	211市区町村（26%）
施設リスト、連絡方法等が準備済み	592市区町村（71%）
合 計	803市区町村（97%）

なお、浸水想定区域の公表河川の増加に伴い、浸水可能性のある施設を持つ市町村数の増加が見込まれます。

平成22年度までに浸水想定区域内における災害時要援護者関連施設を市町村地域防災計画へ規定し、約1,000市町村の施設で洪水予報等の情報伝達を実施する予定であり、引き続き出水期までに地域防災計画の見直しを進め、情報伝達体制を整えるよう支援していくとともに、訓練を実施するなど備えを充実していくよう呼びかけています。

- 1) 災害時要援護者関連施設：養護老人ホーム等の老人福祉施設、身体障害者更生施設・身体障害者療護施設等の身体障害者更生援護施設、助産施設・保育所等の児童福祉施設、病院等の医療施設及び盲学校・聾学校等の学校等が想定される。
- 2) 洪水予報等：洪水予報または避難判断水位（水防法第十三条で規定される特別警戒水位）への水位の到達情報。